

指 定 避 難 所

1 指定避難所一覧

平成 27 年 5 月 1 日現在

No.	名称	住所	連絡先 (0258)	避難所種別				収容 人員	備考
				風水 害	地震 津波	原子 力	福祉 避難所		
①	越後出雲崎天領の里	尼瀬6-57	78-4000	○				36	
②	新潟漁業協同組合 出雲崎支所	尼瀬無番地	78-3161	○				78	未耐震化
③	北国街道妻入り会館	尼瀬166	78-3700	◎				28	
④	海岸公民館	羽黒町431-1	78-2015	◎	△			128	海拔8m
⑤	井鼻地区コミュニティ消防センター	井鼻682	-	○				26	
⑥	大新潟カントリークラブ 出雲崎 コース	乙茂588甲	78-3711	○	○ ※			170	※緊急避難場所 を兼ねる
⑦	西越地区農村環境改善 センター	沢田439-1	78-2280	◎	◎	◎		156	
⑧	藤巻地区コミュニティ消防センター	藤巻300	-	○	○			30	
⑨	保健福祉総合センター ふれあいの里	大門394-1	41-7133	○	○	◎	○	56 228※	ボランティアセンター ※原子力災害時
⑩	出雲崎小学校	川西12	78-2205	△	△	△		470	
⑪	出雲崎中学校	米田745	78-2137	△	△	△		608	
⑫	出雲崎町中央公民館	米田281-1	78-2250	◎	◎	◎		252	
⑬	出雲崎町民体育館	米田281-1	78-4700	○	○	○		598	
⑭	川東地区コミュニティ消防センター	別ヶ谷500-30	-	○	○			44	
⑮	八手地区農村環境改善 センター	船橋473甲	78-3211	◎	◎	◎		184	

凡例) ◎：優先開設 ○：状況により開設 △：通常開設しないが、場合により開設も有りうる

注) 原子力災害時の町内指定避難所については一時的なものであり、長期的な避難生活については広域避難先市町村となる。

2 指定避難所位置図



指定緊急避難場所

1 津波の際の指定緊急避難場所一覧

平成 27 年 5 月 1 日現在

No.	名称	主な対象町内名	連絡先	海拔 (m)	面積 (㎡)	建物 使用	備考
1	山王神社	勝見	—	13	49	○	
2	蛇崩高台	尼瀬 1 区	—	10	100	—	
3	渋川臨海学校跡地	尼瀬 1 区～3 区 (天領の里)	—	24	2,015	—	
4	諏訪神社		—	15	1,178	×	
5	善勝寺	諏訪本町 伊勢町 (天領の里)	78-2088	13	2,125	△	
6	光照寺		78-3010	12	115	○	
7	神明神社		—	17	1,510	×	
8	稻荷神社	稻荷町 岩船町	—	20	333	×	
9	徳正寺		78-2093	16	132	△	
10	出雲崎保育園脇高台	住吉町	—	30	50	—	
11	円明院		78-2319	15	82	○	
12	石井神社	石井町全区	—	26	29	×	
13	旧出雲崎小学校		78-2021	36	2,000	○	
14	善乗寺裏高台(国道 352 号)	羽黒町全区	—	25	100	—	
15	羽黒神社		—	15	1,163	×	
16	光照寺		78-2351	15	184	○	
17	福巖寺		78-2302	14	247	○	
18	運行寺		78-2414	16	115	○	
19	鳴滝町 1 区高台	鳴滝町全区 木折町全区	—	26	2,000	—	
20	木折町津波緊急避難場所	木折町 2 区 井鼻 1・2 区	—	12	12	—	
21	井鼻 3・4 区裏高台(消防センター側裏山)	井鼻全区	—	20	30	—	
22	井鼻 3・4 区裏高台(二荒山神社裏)		—	24	100	—	
23	県道出雲崎・柿の木・小島谷線高台	井鼻 3・4 区 (井鼻海水浴場)	—	20	2,000	—	
24	高崎テニスクラブ		—	16	5,000	△	

25	海の家ネットワーク宿泊旅館	久田 (井鼻海水浴場)	78-2100	18	2,000	○	
26	富岡臨海学校		78-3834	19	574	△	
27	諏訪神社	久田	—	25	148	○	
28	大新潟カントリークラブ 出雲崎コース		78-3711	75	1,300	○	兼指定避難所

※指定緊急避難場所以外でも、近くの高台に避難してください。

凡例) ○：建物開放しやすい場所 △：建物を使用して良いが、開放しづらい場所

×：建物使用不可

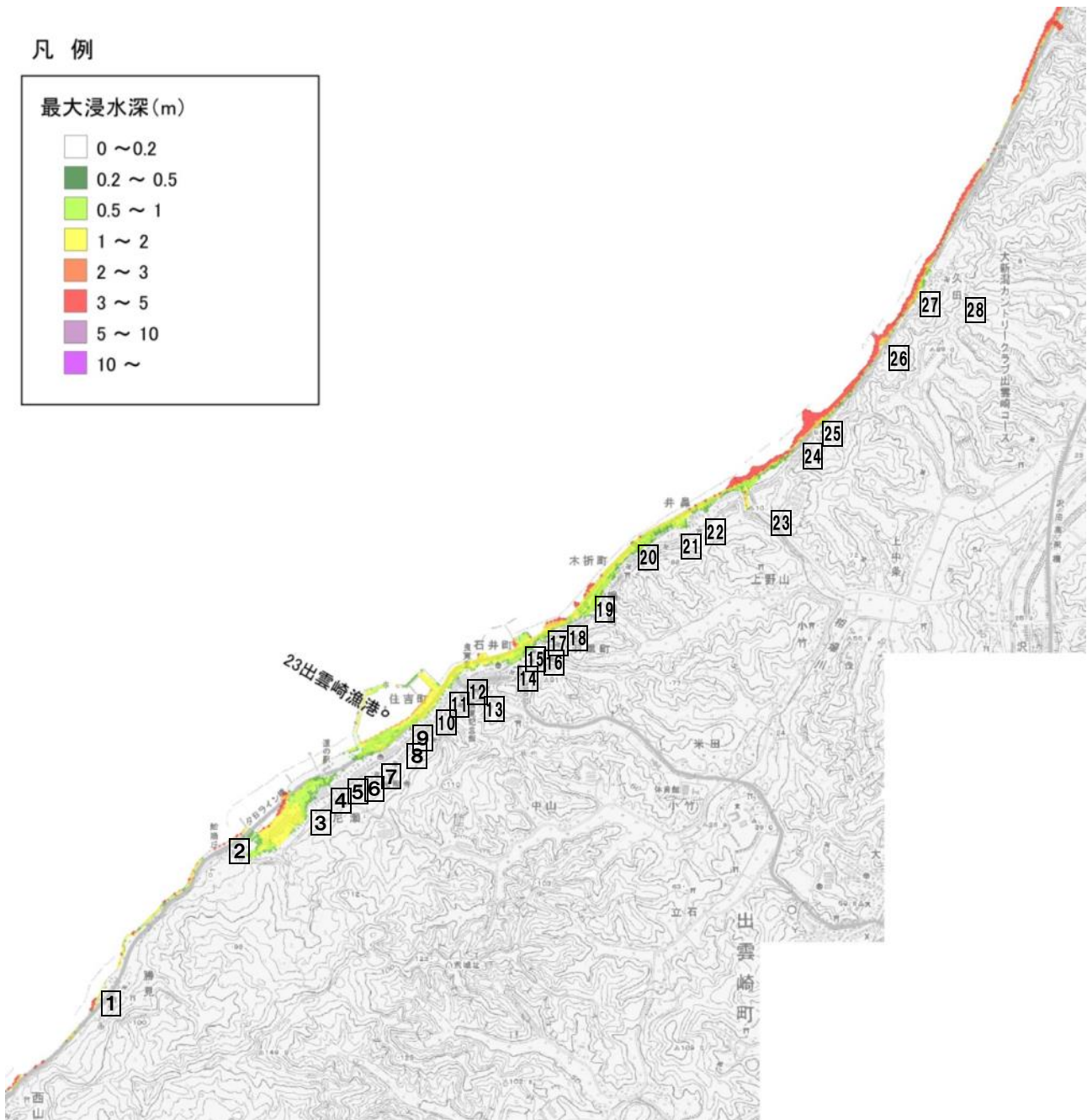
2 津波の際の指定緊急避難場所位置図及び新潟県南西沖地震発生時津波浸水想定図

(最大浸水深)

凡 例

最大浸水深(m)

- 0 ～ 0.2
- 0.2 ～ 0.5
- 0.5 ～ 1
- 1 ～ 2
- 2 ～ 3
- 3 ～ 5
- 5 ～ 10
- 10 ～



臨時ヘリポート適地

1 臨時ヘリポート適地一覧

平成 27 年 4 月 1 日現在

No.	施設名	幅× 長さ (m)	住所地	施設代表者	電話番号	FAX 番号	指定 避難所 との兼用	仮設住宅 建設予定 地と兼用
①	天領の里広場	60 × 50	尼瀬 6-57	町長	(78) 4000	(78) 4770	○	
②	旧出雲崎小学校グラウンド	100 × 60	米田 16	町長	(78) 3111	(78) 4483		
③	町民野球場	100 × 100	米田 281-1	教育長	(78) 2250	(78) 4559	○	
④	出雲崎中学校グラウンド	120 × 90	米田 745	校長	(78) 2137	(78) 2164	○	
⑤	出雲崎小学校グラウンド	90 × 60	川西 12	校長	(78) 2205	(78) 2206	○	
⑥	出雲崎高等学校グラウンド	140 × 90	大門 71	校長	(78) 3125	(78) 2401		
⑦	国土交通省 出雲崎除雪基地	50 × 50	船橋 499-11	国土交通省	0257 (22) 2159			

2 臨時ヘリポート適地位置図



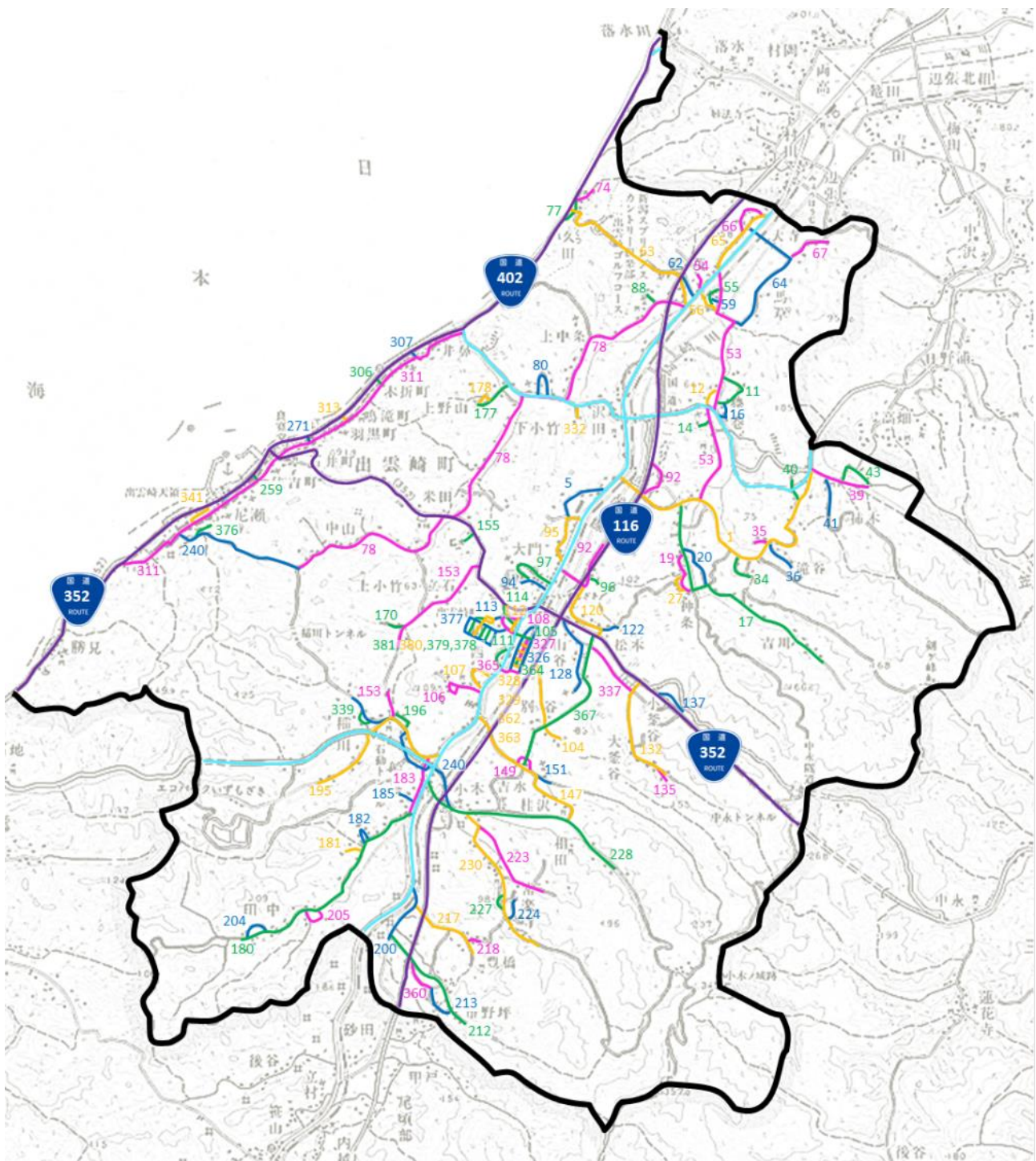
避難路

1 避難路一覧

平成 27 年 4 月 1 日現在

番号	路線名	番号	路線名	番号	路線名
海岸地区		92	大門沢田藤巻線	379	てまり団地 3 号線
74	久田 4 号線	332	上中条 1 2 号線	380	てまり団地 4 号線
77	久田 7 号線	中越地区		381	てまり団地 5 号線
240	尼瀬稲川線	5	日山池ノ尻線	八手地区	
271	羽黒町 10 号線	78	上中条米田中山線	147	吉水桂沢線
306	連絡道路木折町線	92	大門沢田藤巻線	149	前田線
307	連絡道路井鼻線	94	駅前線	151	吉水線
311	海岸線	95	ふどの線	153	立石稲川線
313	太古七線	96	入り線	180	船橋田中線
341	尼瀬 9 号線	97	門前線	181	吉ヶ入線
376	尼瀬 2 1 号線	104	川西別ヶ谷線	182	南谷線
西越地区		105	大坪線	183	矢郷橋線
1	六郎女線	106	山ノ谷線	185	船橋 2 号線
11	屋敷ノ入線	107	中ノ谷線	195	中田線
12	中ノ坪線	108	太屋線	196	大清水線
14	江入線	111	川西 3 号線	204	此ノ入線
16	藤巻 1 号線	112	川西 4 号線	205	倉ノ谷線
17	神条吉川線	113	川西 5 号線	210	市野坪砂田線
19	前田線	114	川西 6 号線	212	市野坪線
20	清水尻線	120	松本大門線	213	仲田線
27	神条 6 号線	122	前田釜ぶた線	217	豊橋線
34	打越線	128	山谷線	218	豊橋常楽寺線
35	前田線	132	大釜谷西線	223	仏長線
36	北山線	135	大釜谷 3 号線	224	水川内線
39	柿木高畑線	137	小釜谷線	227	杉ノ入線
40	前田線	153	立石稲川線	228	小木相田線
41	繁道線	155	立石 2 号線	230	小木常楽寺線
43	沖田線	170	石畑 1 号線	240	尼瀬稲川線
53	乙茂藤巻神条線	177	上野山線	315	下相田線
54	赤坂線	178	前原線	339	稲川滝ヶ入線
55	宮下線	326	川東 1 号線	360	横枕線
56	街道畑線	327	川東 2 号線	367	山谷相田線
59	乙茂 3 号線	328	川東 3 号線	国県道等	
62	稲場線	329	川東 4 号線		国道 1 1 6 号
63	乙茂久田線	337	山谷小釜谷線		国道 3 5 2 号
64	大寺馬草線	362	川東 5 号線		国道 4 0 2 号
65	大寺乙茂線	363	川東 6 号線		県道寺泊西山線
66	中村線	364	川東 7 号線		県道出雲崎柿の木小島谷線
67	吉浦線	365	川東 8 号線		県道出雲崎石地線
78	上中条米田中山線	367	山谷相田線		県道久田小島谷線
80	坂ノ谷線	377	てまり団地 1 号線		臨港道路
88	上中条 8 号線	378	てまり団地 2 号線		

2 避難路網図



備 蓄 品

1 備蓄品一覧（平成 28 年 3 月 28 日現在）

(1) 出雲崎町役場

区分	品 目	数 量	備 考
主食	アルファ化米(白飯)	310 食	
	アルファ化米(白飯)	100 食	アレルギー 27 品目未使用
	アルファ化米(白飯)	150 食	低グルテリン米
	アルファ化米(白飯以外)	1000 食	
	アルファ化米(白飯以外)	250 食	アレルギー 27 品目未使用
	アルファ化米(おかゆ)	584 食	
	パックごはん	60 食	
	クラッカー	350 食	
副食品	レトルトカレー	120 食	
	ハンバーグ	150 食	
	筑前煮	148 食	
	肉じゃが	150 食	
その他食品	粉ミルク	420 食	0～9 か月未満児用
	フォローアップミルク	230 食	9～18 か月未満児用
飲料水	500ml ペットボトル	1,848 本	
寝具	毛布	50 枚	
資機材	テント	2 張	2 間×3 間
	テント	1 張	3m×4.5m
	テント	1 張	3m×3m
	発電機	1 基	100V/22A 軽油
	発電機	1 基	100V/16A ガソリン
	発電機	1 基	100V/9A ガソリン
	灯光器	2 台	LED800W
資機材 (消耗品)	ブルーシート	20 枚	2 間×3 間
	土のう袋	500 枚	
	吸水性土のう	40 袋	
光熱材料	発熱剤	200 セット	
感染症予 防資機材	マスク	200 枚	
	保護メガネ	20 本	
	ゴム手袋	500 枚	
	アノラック	50 着	
原子力防 災資機材	サーベイメータ(シンチ式)	18 台	町 1 台所有、他県貸与
	サーベイメータ(電離箱)	3 台	県貸与
	サーベイメータ(GM式)	3 台	県貸与
	簡易サーベイメータ	54 台	町 1 台所有、他県貸与
原子力防 災資機材 (消耗品)	ポケット線量計	58 台	県貸与
	携帯電話	2 台	県貸与
	タイベックスーツ	174 着	県貸与
	アノラック	58 着	県貸与
	オーバーシューズ	174 足	県貸与
	綿手袋	60 枚	県貸与

	ゴム手袋	4,500 枚	県貸与
	防護メガネ	58 本	県貸与
	防護マスク吸収缶	174 組	県貸与

(2) 海岸公民館

区分	品 目	数 量	備 考
寝具	毛布	90 枚	
防寒・ 採暖用具	アルミ救急シート	150 枚	
トイレ	携帯トイレ	300 袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2 つ	
	簡易トイレ用テント	2 張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1 つ	
	トイレ用手すり	1 つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1 張	
資機材	発電機	1 基	100V/16A ガソリン
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15 袋	
	20ℓポリタンク	3 個	

(3) 井鼻地区コミュニティ消防センター

区分	品 目	数 量	備 考
寝具	毛布	20 枚	
防寒・ 採暖用具	アルミ救急シート	50 枚	
トイレ	携帯トイレ	300 袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2 つ	
	簡易トイレ用テント	2 張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1 つ	
	トイレ用手すり	1 つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1 張	
資機材	発電機	1 基	100V/9A LPG
	灯光器	1 台	100V/5A
	ドラムコード	1 つ	20m
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15 袋	
	20ℓポリタンク	3 個	

(4) 西越地区農村環境改善センター

区分	品 目	数 量	備 考
寝具	寝具セット（敷・掛布団、毛布、枕）	20 組	
防寒・ 採暖用具	アルミ救急シート	200 枚	
トイレ	携帯トイレ	300 袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2 つ	
	簡易トイレ用テント	2 張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1 つ	
	トイレ用手すり	1 つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1 張	
資機材	発電機	1 基	100V/22A 軽油
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15 袋	
	20ℓポリタンク	3 個	

(5) 藤巻地区コミュニティ消防センター

区分	品 目	数 量	備 考
寝具	毛布	20 枚	
防寒・ 採暖用具	アルミ救急シート	50 枚	
トイレ	携帯トイレ	300 袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2 つ	
	簡易トイレ用テント	2 張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1 つ	
	トイレ用手すり	1 つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1 張	
資機材	発電機	1 基	100V/9A LPG
	灯光器	1 台	100V/5A
	ドラムコード	1 つ	20m
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15 袋	
	20ℓポリタンク	3 個	

(6) 中央公民館

区分	品 目	数 量	備 考
寝具	毛布	190 枚	
防寒・ 採暖用具	アルミ救急シート	450 枚	
トイレ	携帯トイレ	300 袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2 つ	
	簡易トイレ用テント	2 張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1 つ	
	トイレ用手すり	1 つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1 張	
資機材	テント	2 張	2 間×3 間
	発電機	1 基	100V/22A 軽油
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	5 袋	
	20ℓポリタンク	3 個	

(7) 川東地区コミュニティ消防センター

区分	品 目	数 量	備 考
寝具	毛布	20 枚	
防寒・ 採暖用具	アルミ救急シート	50 枚	
トイレ	携帯トイレ	300 袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2 つ	
	簡易トイレ用テント	2 張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1 つ	
	トイレ用手すり	1 つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1 張	
資機材	発電機	1 基	100V/9A LPG
	灯光器	1 台	100V/5A
	ドラムコード	1 つ	20m
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15 袋	
	20ℓポリタンク	3 個	

(8) 八手地区農村環境改善センター

区分	品 目	数 量	備 考
寝具	毛布	10 枚	
防寒・ 採暖用具	アルミ救急シート	200 枚	
トイレ	携帯トイレ	300 袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2 つ	
	簡易トイレ用テント	2 張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1 つ	
	トイレ用手すり	1 つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1 張	
資機材	発電機	1 基	100V/22A 軽油
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15 袋	
	20ℓポリタンク	3 個	

2 災害用自動販売機設置箇所一覧（平成 27 年 4 月 1 日現在）

施設名称	住所	電話番号	設置者	備考
西越地区農村環境改善センター	沢田439-1	78-2280	(株)伊藤園	
保健福祉総合センターふれあいの里	大門394-1	41-7133	(株)伊藤園	
八手地区農村環境改善センター	船橋473甲	78-3211	(株)伊藤園	

職員の特殊技能その他取得状況

平成 28 年 3 月 28 日現在

種別			人数
自動車運転免許	大型	一種	5
		二種	
	中型限定解除（大型取得者を除く）	一種	7
		二種	
	大型特殊		4
	けん引		
無線	陸上特殊無線技士	第一級	1
		第二級	2
		第三級	55
危険物	甲種		
	乙種第4類		13
	丙種（甲種及び乙種第4類取得者を除く）		1
救急	救命士		1
	応急手当普及員		5
保健衛生	保健師		4
	管理栄養士		
原子力	第3種放射線取扱主任者		6
その他	防災士		9
	ガス溶接技能講習修了者		3
	玉掛技能講習修了者		1
	防火管理業者		4
	2級ボイラー技士		1
	特定化学物質等作業主任者技能講習		1
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）		2
	フォークリフト		3

町 有 自 動 車 一 覧

平成 27 年 4 月 1 日現在

所 属	車名	車種	年式	用途	乗車 定員	備考
教育課	ミツビシ	ローザ	H24	普通乗合	33	
総務課	ミツビシ	ローザ	H23	普通乗合	29	
総務課	トヨタ	ハイエスワゴン	H22	普通乗用	10	
教育課	トヨタ	ハイエス	H15	普通乗用	10	
総務課	トヨタ	エスティマハイブリッド	H21	普通乗用	7	
総務課	トヨタ	プリウス	H22	普通乗用	5	
総務課	マツダ	ボンコ	H25	小型貨物	5	県貸与
総務課	トヨタ	プロボックスバン	H23	小型貨物	5	
産業観光課	ニッサン	バネット	H20	小型貨物	3	
総務課	ダイハツ	テリオスキッド	H22	軽乗用	4	
保健福祉課	ダイハツ	アトレー	H21	軽乗用	4	車いす搭乗仕様
産業観光課	スズキ	エブリイワゴン	H21	軽乗用	4	
保健福祉課	ダイハツ	ムーブ	H20	軽乗用	4	
保健福祉課	ダイハツ	ムーブ	H20	軽乗用	4	
産業観光課	スズキ	エブリイワゴン	H18	軽乗用	4	
教育課	ダイハツ	ミラ	H9	軽乗用	4	
建設課	ダイハツ	ハイゼット	H26	軽貨物	4	
町民課	スズキ	アルトバン	H25	軽貨物	4	
総務課	スズキ	アルトバン	H24	軽貨物	4	
建設課	ダイハツ	ハイゼット	H23	軽貨物	4	
産業観光課	スズキ	エブリイバン	H21	軽貨物	4	
産業観光課	スズキ	キャリイ	H19	軽貨物	2	
建設課	ダイハツ	ハイゼット	H19	軽貨物	4	
建設課	スバル	サンバーバン	H19	軽貨物	4	
教育課	スズキ	アルト	H16	軽貨物	4	
消防団(3-1)	ニッサン	アトラス	H24	消防車	6	
消防団(本部)	ニッサン	アトラス	H24	消防車	6	
消防団(2-1)	ニッサン	アトラス	H19	消防車	6	
消防団(4-3)	ニッサン	アトラス	H19	消防車	6	
消防団(1-2)	ニッサン	アトラス	H8	消防車	6	
消防団(1-1)	スズキ	エブリイデッキバン	H25	消防車	4	
消防団(2-2)	ダイハツ	ハイゼットデッキバン	H25	消防車	4	
消防団(4-2)	ダイハツ	ハイゼットデッキバン	H25	消防車	4	
消防団(2-3)	ダイハツ	ハイゼットトラック	H24	消防車	4	
消防団(4-1)	ダイハツ	ハイゼットトラック	H24	消防車	4	
消防団(3-3)	ダイハツ	ハイゼットトラック	H23	消防車	4	
消防団(1-3)	スバル	サンバートラック	H5	消防車	4	
消防団(3-2)	スバル	サンバートラック	H5	消防車	4	
消防団(本部)	スバル	サンバートラック	H4	消防車	4	
建設課	KCM	除雪ドーザー	H26	大型特殊	2	
建設課	コマツ	除雪ドーザー	H25	大型特殊	2	
建設課	コマツ	除雪ドーザー	H24	大型特殊	2	

建設課	カワサキ	除雪トローサ	H21	大型特殊	2	
建設課	コマツ	除雪トローサ	H19	大型特殊	2	
建設課	コベルコ	除雪トローサ	H17	大型特殊	2	
総務課	カワサキ	除雪トローサ	H9	大型特殊	2	
建設課	コマツ	除雪トローサ	H5	大型特殊	2	
合 計					250	

災 害 時 応 援 協 定 一 覧

平成 27 年 4 月 1 日現在

協定名	締結 年月日	協定概要	締結先
災害時の相互応援に関する協定	H8. 1. 10	・食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっ旋 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっ旋 ・救援及び救急活動に必要な車両等の提供及びあっ旋 ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・被災者の一時収容のための施設の提供及びあっ旋 ・被災児童、生徒等の一時受入れ ・ごみ及びし尿の処理のための車両及び施設のあっ旋 ・上記のほか、特に要請のあった事項	柏崎市 刈羽村
長岡地域災害時相互応援協定	H8. 6. 12	・食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資の供給活動 ・清掃活動 ・上水道、下水道等の応急復旧活動 ・ボランティアのあっせん ・被災児童生徒の受入れ ・被災者に対する住宅のあっせん ・その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動	長岡市 小千谷市 見附市
災害時における郵便局と出雲崎町の協力に関する協定	H10. 4. 1	・災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置 ・施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 ・情報の相互提供 ・上記のほか、特に要請のあった事項	出雲崎郵便局
災害時における相互協力に関する協定	H18. 6. 1	・施設及び用地の避難場所としての提供 ・被災者に対する応急医療資材及び備蓄物資の提供 ・情報の相互提供	社会福祉法人 中越福祉協会
災害時における応援業務	H19. 7. 20	・公共土木施設等の被災状況の調査、応急対策の検討、災害復旧のための測量及び設計	新潟県測量設計 業協会
災害時におけるLPガス供給に関する協定	H23. 1. 20	・LPガスの供給	(一社)新潟県LP ガス協会長岡 支部
災害時の情報交換に関する協定	H23. 3. 1	・各種情報の交換	国土交通省 北陸地方整備局

災害時の協力に関する協定	H24. 6. 15	・情報の相互提供 ・災害対策本部への社員派遣 ・災害復旧の相互協力	東北電力(株)柏崎営業所
姉妹都市災害時相互応援に関する協定	H24. 6. 20	・被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあつ旋 ・食糧、飲料水及び生活必需品並びにその補給に必要な資器材の提供及びあつ旋 ・救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及びあつ旋 ・消火、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の短期応援 ・ボランティア等の幹旋 ・上記のほか、特に要請のあった事項	福島県柳津町
災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H24. 10. 29	・マイクロバスの提供	(有)たまきや
災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H24. 10. 29	・マイクロバスの提供	社会福祉法人浄勝会
災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H24. 10. 29	・マイクロバスの提供	割烹仙海
災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H24. 11. 8	・マイクロバスの提供	(株)佐平次
災害時における輸送用車両の使用協力に関する協定	H25. 2. 14	・輸送用車両の提供	農事酪農法人出雲崎酪農組合
災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H25. 2. 20	・マイクロバスの提供	社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会
災害時における物資供給に関する協定	H25. 5. 15	・物資（レンタル機械、日用生活雑貨等）の供給	(株)アクティオ
災害時における物資供給に関する協定	H25. 11. 11	・物資（飲料水、生活必需品等）の供給	NPO法人コメリ災害対策センター
避難所としての施設利用に関する協定	H25. 12. 1	・被災者の一時収容のための施設の提供	大新潟カントリークラブ出雲崎コース

砂防関係協力市町村災害時応援協定	H25. 12. 18	・食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・救援活動に必要な車両等の提供 ・救援及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・被災者を一時収容するための施設の提供 ・被災した児童、生徒等の一時受入れ ・上記のほか、特に要請のあった事項	宮城県蔵王町 秋田県東成瀬村 長野県下條村 長野県大桑村 岐阜県海津市 大阪府河南町 奈良県五條市 奈良県野迫川村 奈良県十津川村 徳島県牟岐町 宮崎県高原町 熊本県錦町
避難所としての施設利用に関する協定	H26. 2. 19	・被災者の一時収容のための施設の提供	新潟漁業協同組合出雲崎支所
災害時における救援物資提供に関する協定書	H26. 6. 3	・災害用自動販売機の機内在庫の無償提供 ・飲料水の供給	(株)伊藤園
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	H26. 6. 13	・災害時特設公衆電話の利用	東日本電信電話 (株)新潟支店
大規模災害時における相互応援に関する協定書	H26. 12. 16	・食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 ・応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供 ・被災者（児童及び生徒を含む。）の一時収容のための施設の提供 ・上記のほか、特に要請のあった事項	群馬県富岡市
災害時における燃料等の供給に関する協定	H23. 4. 1	・優先的燃料供給	(株)中越石油

1 災害時の相互応援に関する協定（柏崎市、刈羽村）

災害時の相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、柏崎市、出雲崎町、高柳町、小国町、刈羽村及び西山町（以下「協定市町村」という。）において災害が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 協定市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっ旋
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっ旋
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっ旋
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時収容のための施設の提供及びあっ旋
- （6）被災児童、生徒等の一時受入れ
- （7）ごみ及びし尿の処理のための車両及び施設のあっ旋
- （8）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第4条 被災市町村は、応援を受けようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は無線等により連絡するとともに、後日速やかにその旨を文書で提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げるものの職種別人員
- （4）応援を受ける場所及びその経路
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に定めるもののほか、必要な事項

（応援の自主出動）

第5条 応援を行おうとする市町村は、被災市町村から応援の要請がない場合であっても、被災市町村との連絡が取れず、かつ、応援の必要があると認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。ただし、状況によって、当事者間において協議決定することができる。

(資料の交換)

第7条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、協定市町村記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成8年1月10日

柏崎市長

西川正純



出雲崎町長

小林則幸



高柳町長

樋口昭一郎



小国町長

牧野功平



刈羽村長

加藤



西山町長

山田



2 長岡地域災害時相互応援協定（長岡市、小千谷市、見附市）

長岡地域災害時相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、別表に掲げる市町村（以下「協定市町村」という。）において災害が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に救援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- (2) 清掃活動
- (3) 上水道、下水道等の応急復旧活動
- (4) ボランティアのあっせん
- (5) 被災児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請）

第3条 応援を要請する市町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 物資等の品名、数量及び応援場所への経路
- (3) 応援の期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応援のために必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市町村は、業務に支障のない限り、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合で、応援の必要を認めたときは、協定市町村は要請を待たずに自主的に応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

（連絡責任者）

第6条 第3条の応援要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、各協定市町村に連絡責任者を置くものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、協定市町村がそれぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成8年6月12日

長岡市長

日浦晴三郎



小千谷市長

小出弘



見附市長

大塩満雄



栃尾市長

杵渕徹



中之島町長

樋山象男



越路町長

水島昭一



三島町長

河内忠彦



与板町長

平澤甚九郎



和島村長

久須美逸郎



出雲崎町長

小林則幸



山古志村長

酒井省吾



川口町長

青柳弘



小国町長

牧野功平



別表（災害時相互応援協定市町村）

長岡市	小千谷市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
三島町	与板町	和島村	出雲崎町	山古志村	川口町
小国町					

3 災害時における郵便局と出雲崎町の協力に関する協定（出雲崎郵便局）

災害時における郵便局と出雲崎町の協力 に関する協定書

出雲崎町内の郵便局（以下「甲」という）と出雲崎町（以下「乙」という）は、出雲崎町内に発生した地震その他の災害時に置いて、友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次の通り協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、出雲崎町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置。
- （2） 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供。
- （3） 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供。
- （4） 甲又は乙が収集した被災者の避難先及び被災状況の情報の相互提供。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（出雲崎町災害対策本部への参加）

第4条 乙は、出雲崎町災害対策本部への職員の派遣を甲に対して要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議する者とする。

（防災訓練への参加）

第6条 甲は、乙等の行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては出雲崎郵便局副局長、乙においては出雲崎町総務課長とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年4月 1 日

出雲崎町内郵便局代表

出雲崎郵便局長 栗 林 繁 雄



出雲崎町長 小 林 則 幸



4 災害時における相互協力に関する協定（社会福祉法人中越福祉協会）

災害時における相互協力に関する協定書

出雲崎町を「甲」とし、社会福祉法人中越老人福祉協会を「乙」とし、甲乙の間において災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（目的）

第2条 この協定は、災害時における出雲崎町民、在勤者及び町内訪問者並びに乙の入所者、利用者及び職員の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第3条 甲及び乙は、出雲崎町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲または乙が所有もしくは管理する施設及び用地の避難場所としての相互提供
- (2) 被災者に対する応急医療資材及び備蓄物資の提供
- (3) 甲または乙が収集した被災者の避難先及び被災状況にかかる情報の相互提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（防災訓練への協力）

第4条 甲または乙は相互が実施する防災訓練に必要なに応じ協力するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては出雲崎町総務課長、乙においては特別養護老人ホームやすらぎの里園長とする。

（協議）

第6条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年6月1日

甲 出雲崎町長 小林 則 幸



乙 社会福祉法人 中越老人福祉協会
理 事 長 藤 澤 義 昭



5 災害時における応援業務（一般社団法人新潟県測量計業協会）

覚 書

出雲崎町（以下「甲」という。）と社団法人新潟県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応援業務について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時において、甲の管理する公共土木施設等の災害復旧業務を速やかに、かつ、円滑に行うため、災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援業務（以下「応援業務」という。）を要請するときに必要な事項について定めるものとする。

（応援要請の窓口）

第2条 乙は、甲から応援業務にかかる要請（以下「応援要請」という。）があったときは、速やかに甲対応の連絡担当者及び補助者を定め、その職、氏名及び連絡方法等を甲に報告するものとする。

（応援業務の種類）

第3条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- （1） 甲管理の公共土木施設等の被災状況の調査、応急対策の検討、災害復旧のための測量及び設計
- （2） 前号に定めるもののほか、特に必要な業務

（応援要請の内容）

第4条 甲は、乙に応援要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- （1） 応援業務を要する場所
- （2） 被害の状況
- （3） 応援業務の内容
- （4） その他必要な事項

（応援要請の対応）

第5条 乙は、甲から応援要請があったときは、応援可能な業者を選定し、甲へあつせんするものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により乙があつせんした業者が応援業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(契約の方法)

第7条 甲は、乙があっせんした業者と見積書による随意契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第8条 応援業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責めについて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(疑義の決定等)

第9条 この覚書について疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年 7 月 20 日

甲 三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則 幸



乙 新潟市白山浦一丁目621番地22

社団法人 新潟県測量設計業協会

会長 茨木 健 介



6 災害時におけるLPガス供給に関する協定(一般社団法人新潟県LPガス協会長岡支部)

災害時におけるLPガス供給に関する協定書

出雲崎町(以下「甲」という。)と社団法人新潟県エルピーガス協会長岡支部(以下「乙」という。)は、災害時におけるLPガスの供給に関し、次のとおり基本協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し又は災害の発生の恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、LPガスの調達及び安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(LPガス供給の協力要請)

第3条 災害時において甲がLPガスを必要としたときは、甲は乙に対し、LPガスの供給について要請することができる。

(LPガス供給の確保)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、LPガスの供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

(LPガスの供給)

第5条 甲が乙に要請する災害時のLPガスは、被害の状況に応じ、乙が供給することとする。

(LPガス供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(対価及び費用)

第7条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給したLPガスの対価については甲が負担するものとする。

(指定避難所一覧の提出)

第8条 この協定の実施に際し、災害時に効率よく、且つ迅速にLPガス供給ができるよう、甲は乙に対し、当該地域の指定避難所の一覧を提出するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し各自記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成23年 1月20日

甲 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則 幸



乙 新潟県長岡市寺泊片町7761番地

社団法人新潟県エルピーガス協会 長岡支部

支部長 解 良 徳 三 郎



7 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省北陸地方整備局）

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と、出雲崎町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、出雲崎町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 出雲崎町内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 出雲崎町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（河川・砂防・海岸・道路・下水道等）の被害状況に関する事
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年 3月 1日

甲) 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
新潟美咲合同庁舎1号館
国土交通省
北陸地方整備局長

前川 秀和



乙) 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地
出雲崎町長

小林 則幸



8 災害時の協力に関する協定（東北電力株式会社柏崎営業所）

災害時の協力に関する協定書

出雲崎町（以下「甲」と言う。）と東北電力株式会社 柏崎営業所（以下「乙」と言う。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

（町災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。

2 派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木、積雪等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は乙の要請に基づき、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成24年 6月15日

甲 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地
出雲崎町長 小林 則幸



乙 新潟県柏崎市東本町2丁目3-20
東北電力株式会社柏崎営業所
所長 武田 晃



9 姉妹都市災害時相互応援に関する協定（福島県柳津町）

姉妹都市災害時相互応援に関する協定書

出雲崎町と柳津町は、姉妹都市提携の盟約の都市として、相互協力の精神に基づき、両町の災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、いずれかの町において大規模な災害が発生し、被災した町（以下「被災町」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災町の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 被災町が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及び斡旋
- （2）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資器材の提供
- （3）救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- （4）消火、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の短期応援
- （5）ボランティア等の斡旋
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又はその他の通信手段により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の概況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及びその経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援経費の負担）

第4条 この応援に要した経費は、原則として被災町の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援を行った町（以下「応援町」という。）も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

（連絡の窓口）

第5条 両町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

(損害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が応援活動中又は被災町への往復途中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援町がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援活動に従事した職員が、応急活動中第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災町への往復途中に生じたものを除き、被災町がその損害を補償するものとする。

(自主的活動)

第7条 両町は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災町と連絡が取れない場合は、被災町からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援のため派遣された職員は、被災町の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 両町は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するものとする。

2 両町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、両町がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両町の長双方が署名の上、各1通を保有するものとする。

平成24年 6月20日

新潟県三島郡出雲崎町長

小林 則幸



福島県河沼郡柳津町長

井関 庄一



10 災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定（有限会社たまきや）

災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と有限会社たまきや（以下「乙」という。）とは、災害時における避難用マイクロバスの使用協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は出雲崎町内に地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が第4条に掲げる事項の協力をを行い、災害対策を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

2 この協定において「災害対策」とは、前条に掲げる目的を遂行するために行う防災訓練を含む。

（避難用マイクロバスとして使用できる車両）

第3条 乙は、甲が避難用マイクロバスとして使用できる車両をあらかじめ定め、避難用マイクロバス指定（変更）承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 乙は、前項で指定した車両を変更する場合、前項の取り扱いに準じて速やかに提出するものとする。

（避難用マイクロバスの使用依頼）

第4条 甲は、災害時における避難のため、避難用マイクロバスの使用が必要な場合、乙に対し、避難用マイクロバス使用協力依頼書（第2号様式）により、その使用の協力を依頼することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって依頼し、事後に文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の協力依頼があったときは、可能な限り、甲に対し避難用マイクロバスの使用について協力するものとする。

（避難用マイクロバスの使用確認）

第5条 甲は、乙から避難用マイクロバス使用の協力を受け避難用マイクロバスを使用したときは、使用が完了した後、速やかに使用状況について避難用マイクロバス使用確認通知書（第3号様式）により乙に通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、甲の使用に係る避難用マイクロバスの経費（燃料費等の実費負担額）を負担する。

（事故報告）

第7条 甲は、避難用マイクロバスの使用に際し、事故が発生したときは、乙に対し、避難

用マイクロバス事故報告書(第4号様式)により速やかにその状況を報告するものとする。
(同乗者及び第三者に対する責任)

第8条 避難用マイクロバスの使用に際し、避難用マイクロバスの同乗者及び第三者に損害を与えた場合においては、甲がその賠償の責を負うものとし、その方法については、甲乙協議のうえ決定する。

(損害賠償)

第9条 甲は、その責めに帰する理由により、使用中の避難用マイクロバスを損傷し、又は滅失したときは、乙に対し損害を賠償するものとし、その方法については、甲乙協議のうえ決定する。

(防災訓練等への協力)

第10条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、可能な限り協力を行うものとする。この場合において、訓練に要する経費等は、この協定で定めるとおりとする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、平成24年10月29日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

2 前項の規定にかかわらず、乙が避難用マイクロバスとして供給できる車両を保有しなくなった場合、協定を解除するものとする。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年10月29日

甲 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則 幸



乙 新潟県三島郡出雲崎町大字尼瀬183番地 ㄐ

有限会社 たまきや

代表取締役 中川 正 弘



第1号様式（第3条関係）

年 月 日

出雲崎町長 様

所在地

氏 名

避難用マイクロバス指定（変更）承諾書

災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定書に基づく災害発生時における避難用マイクロバスの指定（変更）について、下記のとおり承諾します。

記

指定（変更）承諾車両	
登 録 番 号	
所 有 （ 使 用 ） 者	

※自動車検査証及び任意保険の保険証券の写しを添付してください。

車両入替等により指定承諾車両を変更する場合は、変更前の指定承諾車両を下記に記入してください。

変更前指定承諾車両	
登 録 番 号	
所 有 （ 使 用 ） 者	

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

様

出雲崎町長

避難用マイクロバスの使用協力依頼書

避難用マイクロバスの使用協力について、下記のとおり依頼します。

記

依頼する車両の登録番号													
依頼期間（予定）	<table border="0"> <tr> <td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>時</td><td>分</td><td>から</td> </tr> <tr> <td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>時</td><td>分</td><td>まで</td> </tr> </table>	年	月	日	時	分	から	年	月	日	時	分	まで
年	月	日	時	分	から								
年	月	日	時	分	まで								
輸送経路（予定）													
その他の													

町連絡先	課 担当： 電話：
借用時の走行距離	km（借用時確認）

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様

出雲崎町長

避難用マイクロバス使用確認通知書

災害時における避難用マイクロバスについて、使用が完了し、使用状況を確認したため、
下記のとおり通知します。

記

使用した車両の登録番号	
依頼期間 及び時間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
輸送経路	
輸送した人数等	
走行距離	(借用時) km (返却時) km
その他	

町連絡先	課 担当：	電話：	確認	
------	-------	-----	----	--

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

様

出雲崎町長

避難用マイクロバスの事故報告書

災害時における避難用マイクロバスについて、使用中事故が発生したので、下記のとおり報告します。

記

使用した車両の登録番号	
発 生 日 時	年 月 日 時 分
発 生 場 所	
事故の発生状況及び原因	
死傷者等の状況及び対応	
そ の 他	

11 災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定（社会福祉法人浄勝会）

災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定書

社会福祉法人浄勝会

理事長

海野 知現

出雲崎町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、災害時における避難用マイクロバスの使用協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は出雲崎町内に地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が第4条に掲げる事項の協力を行い、災害対策を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

2 この協定において「災害対策」とは、前条に掲げる目的を遂行するために行う防災訓練を含む。

（避難用マイクロバスとして使用できる車両）

第3条 乙は、甲が避難用マイクロバスとして使用できる車両をあらかじめ定め、避難用マイクロバス指定（変更）承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 乙は、前項で指定した車両を変更する場合、前項の取り扱いに準じて速やかに提出するものとする。

（避難用マイクロバスの使用依頼）

第4条 甲は、災害時における避難のため、避難用マイクロバスの使用が必要な場合、乙に対し、避難用マイクロバス使用協力依頼書（第2号様式）により、その使用の協力を依頼することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって依頼し、事後に文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の協力依頼があったときは、可能な限り、甲に対し避難用マイクロバスの使用について協力するものとする。

（避難用マイクロバスの使用確認）

第5条 甲は、乙から避難用マイクロバス使用の協力を受け避難用マイクロバスを使用したときは、使用が完了した後、速やかに使用状況について避難用マイクロバス使用確認通知書（第3号様式）により乙に通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、甲の使用に係る避難用マイクロバスの経費（燃料費等の実費負担額）を負担する。

（事故報告）

第7条 甲は、避難用マイクロバスの使用に際し、事故が発生したときは、乙に対し、避難

用マイクロバス事故報告書(第4号様式)により速やかにその状況を報告するものとする。
(同乗者及び第三者に対する責任)

第8条 避難用マイクロバスの使用に際し、避難用マイクロバスの同乗者及び第三者に損害を与えた場合においては、甲がその賠償の責を負うものとし、その方法については、甲乙協議のうえ決定する。

(損害賠償)

第9条 甲は、その責めに帰する理由により、使用中の避難用マイクロバスを損傷し、又は滅失したときは、乙に対し損害を賠償するものとし、その方法については、甲乙協議のうえ決定する。

(防災訓練等への協力)

第10条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、可能な限り協力を行うものとする。この場合において、訓練に要する経費等は、この協定で定めるとおりとする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、平成24年10月29日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

2 前項の規定にかかわらず、乙が避難用マイクロバスとして供給できる車両を保有しなくなった場合、協定を解除するものとする。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年10月29日

甲 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則 幸



乙 新潟県三島郡出雲崎町大字

社会福祉法人浄勝会

理事長 海野 知 現

新潟県三島郡出雲崎町住吉町551

〒949-4307 TEL (0258)78-4786

FAX (0258)78-4561



12 災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定（割烹仙海）

災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と割烹仙海（以下「乙」という。）とは、災害時における避難用マイクロバスの使用協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は出雲崎町内に地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が第4条に掲げる事項の協力を行い、災害対策を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

2 この協定において「災害対策」とは、前条に掲げる目的を遂行するために行う防災訓練を含む。

（避難用マイクロバスとして使用できる車両）

第3条 乙は、甲が避難用マイクロバスとして使用できる車両をあらかじめ定め、避難用マイクロバス指定（変更）承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 乙は、前項で指定した車両を変更する場合、前項の取り扱いに準じて速やかに提出するものとする。

（避難用マイクロバスの使用依頼）

第4条 甲は、災害時における避難のため、避難用マイクロバスの使用が必要な場合、乙に対し、避難用マイクロバス使用協力依頼書（第2号様式）により、その使用の協力を依頼することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって依頼し、事後に文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の協力依頼があったときは、可能な限り、甲に対し避難用マイクロバスの使用について協力するものとする。

（避難用マイクロバスの使用確認）

第5条 甲は、乙から避難用マイクロバス使用の協力を受け避難用マイクロバスを使用したときは、使用が完了した後、速やかに使用状況について避難用マイクロバス使用確認通知書（第3号様式）により乙に通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、甲の使用に係る避難用マイクロバスの経費（燃料費等の実費負担額）を負担する。

（事故報告）

第7条 甲は、避難用マイクロバスの使用に際し、事故が発生したときは、乙に対し、避難

用マイクロバス事故報告書(第4号様式)により速やかにその状況を報告するものとする。

(同乗者及び第三者に対する責任)

第8条 避難用マイクロバスの使用に際し、避難用マイクロバスの同乗者及び第三者に損害を与えた場合においては、甲がその賠償の責を負うものとし、その方法については、甲乙協議のうえ決定する。

(損害賠償)

第9条 甲は、その責めに帰する理由により、使用中の避難用マイクロバスを損傷し、又は滅失したときは、乙に対し損害を賠償するものとし、その方法については、甲乙協議のうえ決定する。

(防災訓練等への協力)

第10条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、可能な限り協力を行うものとする。この場合において、訓練に要する経費等は、この協定で定めるとおりとする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、平成24年10月29日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

2 前項の規定にかかわらず、乙が避難用マイクロバスとして供給できる車両を保有しなくなった場合、協定を解除するものとする。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年10月29日

甲 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則 幸



乙 新潟県三島郡出雲崎町大字大門241番地14

割烹仙海 仙海 盛 雄



13 災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定（株式会社佐平次）

災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と株式会社佐平次（以下「乙」という。）とは、災害時における避難用マイクロバスの使用協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は出雲崎町内に地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が第4条に掲げる事項の協力を行い、災害対策を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

2 この協定において「災害対策」とは、前条に掲げる目的を遂行するために行う防災訓練を含む。

（避難用マイクロバスとして使用できる車両）

第3条 乙は、甲が避難用マイクロバスとして使用できる車両をあらかじめ定め、避難用マイクロバス指定（変更）承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 乙は、前項で指定した車両を変更する場合、前項の取り扱いに準じて速やかに提出するものとする。

（避難用マイクロバスの使用依頼）

第4条 甲は、災害時における避難のため、避難用マイクロバスの使用が必要な場合、乙に対し、避難用マイクロバス使用協力依頼書（第2号様式）により、その使用の協力を依頼することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって依頼し、事後に文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の協力依頼があったときは、可能な限り、甲に対し避難用マイクロバスの使用について協力するものとする。

（避難用マイクロバスの使用確認）

第5条 甲は、乙から避難用マイクロバス使用の協力を受け避難用マイクロバスを使用したときは、使用が完了した後、速やかに使用状況について避難用マイクロバス使用確認通知書（第3号様式）により乙に通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、甲の使用に係る避難用マイクロバスの経費（燃料費等の実費負担額）を負担する。

（事故報告）

第7条 甲は、避難用マイクロバスの使用に際し、事故が発生したときは、乙に対し、避難

用マイクロバス事故報告書(第4号様式)により速やかにその状況を報告するものとする。
(同乗者及び第三者に対する責任)

第8条 避難用マイクロバスの使用に際し、避難用マイクロバスの同乗者及び第三者に損害を与えた場合においては、甲がその賠償の責を負うものとし、その方法については、甲乙協議のうえ決定する。

(損害賠償)

第9条 甲は、その責めに帰する理由により、使用中の避難用マイクロバスを損傷し、又は滅失したときは、乙に対し損害を賠償するものとし、その方法については、甲乙協議のうえ決定する。

(防災訓練等への協力)

第10条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、可能な限り協力を行うものとする。この場合において、訓練に要する経費等は、この協定で定めるとおりとする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、平成24年11月8日から平成24年11月8日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

2 前項の規定にかかわらず、乙が避難用マイクロバスとして供給できる車両を保有しなくなった場合、協定を解除するものとする。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年11月8日

甲 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則 幸



乙 〒949-4305 新潟県三島郡出雲崎町大字羽黒町111番地1

株式会社 佐平次
代表取締役 高桑 拳和



14 災害時における輸送用車両の使用協力に関する協定（農事酪農法人出雲崎酪農組合）

災害時における輸送用車両の使用協力に関する協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と農事組合法人出雲崎酪農組合（以下「乙」という。）とは、災害時における輸送用車両の使用協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は出雲崎町内に地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が第4条に掲げる事項の協力を行い、災害対策を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

2 この協定において「災害対策」とは、前条に掲げる目的を遂行するために行う防災訓練を含む。

（輸送用車両として使用できる車両）

第3条 乙は、甲が輸送用車両として使用できる車両をあらかじめ定め、輸送用車両指定（変更）承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 乙は、前項で指定した車両を変更する場合、前項の取り扱いに準じて速やかに提出するものとする。

（輸送用車両の使用依頼）

第4条 甲は、災害時における物資の輸送等のため、輸送用車両の使用が必要な場合、乙に対し、輸送用車両使用協力依頼書（第2号様式）により、その使用の協力を依頼することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって依頼し、事後に文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の協力依頼があったときは、可能な限り、甲に対し輸送用車両の使用について協力するものとする。

（輸送用車両の使用確認）

第5条 甲は、乙から輸送用車両の使用の協力を受け輸送用車両を使用したときは、使用が完了した後、速やかに使用状況について輸送用車両使用確認通知書（第3号様式）により乙に通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、甲の使用に係る輸送用車両の経費（燃料費等の実費負担額）を負担する。

（事故報告）

第7条 甲は、輸送用車両の使用に際し、事故が発生したときは、乙に対し、輸送用車両事故報告書（第4号様式）により速やかにその状況を報告するものとする。

(同乗者及び第三者に対する責任)

第8条 輸送用車両の使用に際し、輸送用車両の同乗者及び第三者に損害を与えた場合においては、甲がその賠償の責を負うものとし、その方法については、甲乙協議のうえ決定する。

(損害賠償)

第9条 甲は、その責めに帰する理由により、使用中の輸送用車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対し損害を賠償するものとし、その方法については、甲乙協議のうえ決定する。

(防災訓練等への協力)

第10条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、可能な限り協力を行うものとする。この場合において、訓練に要する経費等は、この協定で定めるとおりとする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、平成25年2月14日から平成26年2月13日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

2 前項の規定にかかわらず、乙が輸送用車両として供給できる車両を保有しなくなった場合、協定を解除するものとする。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年2月14日

甲 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則 幸



乙

新潟県三島郡出雲崎町大字大門200番地1
農事組合法人

出雲崎酪農組合
代表理事 諸 橋 且 委



第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

出雲崎町長 様

所在地
氏 名

輸送用車両指定（変更）承諾書

災害時における輸送用車両の使用協力に関する協定書に基づく災害発生時における輸送用車両の指定（変更）について、下記のとおり承諾します。

記

指定（変更）承諾車両	
登 録 番 号	
所 有 （ 使 用 ） 者	

※自動車検査証及び任意保険の保険証券の写しを添付してください。

車両入替等により指定承諾車両を変更する場合は、変更前の指定承諾車両を下記に記入してください。

変更前指定承諾車両	
登 録 番 号	
所 有 （ 使 用 ） 者	

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

様

出雲崎町長

輸送用車両の使用協力依頼書

輸送用車両の使用協力について、下記のとおり依頼します。

記

依頼する車両の登録番号	
依頼期間（予定）	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
輸送経路（予定）	
その他の	

町連絡先	課 担当： 電話：
借用時の走行距離	km（借用時確認）

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様

出雲崎町長

輸送用車両使用確認通知書

災害時における輸送用車両について、使用が完了し、使用状況を確認したため、下記のとおり通知します。

記

使用した車両の登録番号	
依頼期間 及び時間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
輸送経路	
輸送した人数等	
走行距離	(借用時) km (返却時) km
その他	

町連絡先	課 担当：	電話：	確認	
------	-------	-----	----	--

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

様

出雲崎町長

輸送用車両事故報告書

災害時における輸送用車両について、使用中事故が発生したので、下記のとおり報告します。

記

使用した車両の登録番号	
発 生 日 時	年 月 日 時 分
発 生 場 所	
事故の発生状況及び原因	
死傷者等の状況及び対応	
そ の 他	

15 災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定（出雲崎町社会福祉協議会）

災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における避難用マイクロバスの使用協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は出雲崎町内に地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が第4条に掲げる事項の協力をを行い、災害対策を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

2 この協定において「災害対策」とは、前条に掲げる目的を遂行するために行う防災訓練を含む。

（避難用マイクロバスとして使用できる車両）

第3条 乙は、甲が避難用マイクロバスとして使用できる車両をあらかじめ定め、避難用マイクロバス指定（変更）承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 乙は、前項で指定した車両を変更する場合、前項の取り扱いに準じて速やかに提出するものとする。

（避難用マイクロバスの使用依頼）

第4条 甲は、災害時における避難のため、避難用マイクロバスの使用が必要な場合、乙に対し、避難用マイクロバス使用協力依頼書（第2号様式）により、その使用の協力を依頼することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって依頼し、事後に文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の協力依頼があったときは、可能な限り、甲に対し避難用マイクロバスの使用について協力するものとする。

（避難用マイクロバスの使用確認）

第5条 甲は、乙から避難用マイクロバス使用の協力を受け避難用マイクロバスを使用したときは、使用が完了した後、速やかに使用状況について避難用マイクロバス使用確認通知書（第3号様式）により乙に通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、甲の使用に係る避難用マイクロバスの経費（燃料費等の実費負担額）を負担する。

（事故報告）

第7条 甲は、避難用マイクロバスの使用に際し、事故が発生したときは、乙に対し、避難用マイクロバス事故報告書(第4号様式)により速やかにその状況を報告するものとする。
(同乗者及び第三者に対する責任)

第8条 避難用マイクロバスの使用に際し、避難用マイクロバスの同乗者及び第三者に損害を与えた場合においては、甲がその賠償の責を負うものとし、その方法については、甲乙協議のうえ決定する。

(損害賠償)

第9条 甲は、その責めに帰する理由により、使用中の避難用マイクロバスを損傷し、又は滅失したときは、乙に対し損害を賠償するものとし、その方法については、甲乙協議のうえ決定する。

(防災訓練等への協力)

第10条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、可能な限り協力を行うものとする。この場合において、訓練に要する経費等は、この協定で定めるとおりとする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、平成25年2月20日から平成26年2月19日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

2 前項の規定にかかわらず、乙が避難用マイクロバスとして供給できる車両を保有しなくなった場合、協定を解除するものとする。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年2月20日

甲 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則 幸



乙 新潟県三島郡出雲崎町大字大門394番地1

社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会

会 長 小林 則 幸



16 災害時における物資供給に関する協定（株式会社アクティオ）

災害時における物資供給に関する協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時における物資（レンタル機械・日用生活雑貨品等）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（供給物資）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資は、乙が取り扱いする調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 5月15日

甲 新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地
出雲崎町
出雲崎町長 小林 則幸



乙 東京都中央区日本橋3-12-2朝日ビルディング
株式会社 アクティオ
代表取締役 小沼 光雄



17 災害時における物資供給に関する協定（NPO法人コメリ災害対策センター）

災害時における物資供給に関する協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月11日

甲 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則 幸



新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人 コメリ災害対策セン
理事長 捧 賢



別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

18 避難所としての施設利用に関する協定（大新潟カントリークラブ出雲崎コース）

避難所としての施設利用に関する協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と ~~大新潟カントリークラブ~~ ~~出雲崎コース~~（以下「乙」という。）
とは避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は出雲崎町内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙の管理する施設の全部または一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（避難所として利用できる施設）

第3条 乙は、甲が避難所として利用することができる施設をあらかじめ定め、施設利用承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 乙は、前項で定めた施設等について変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるとときには、甲に連絡するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第4条 甲は、乙の管理する施設が、避難所として利用できることを、町民等に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設依頼）

第5条 甲は、避難所を開設する必要がある場合は、事前に乙に対し、避難所開設通知書（様式第2号）または口頭で依頼するものとする。

2 乙は、甲の依頼があったときは、避難所としての施設利用について、可能な限り協力するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、甲の避難所の管理運営について、可能な限り協力するものとする。

（物資の調達）

第7条 甲は、避難者の受け入れに係る生活用品、食料その他の必要な物資を調達するものとする。

2 乙は、物資の調達について、甲から依頼があった場合、可能な限り協力するものとする。

（費用の負担）

第8条 避難所の管理運営により生じた費用は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、甲乙協議の上、適切な方法により算出した金額を甲が負担するものとする。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し避難所利用許可期限延長申請書（様式第3号）により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所解消への努力)

第10条 甲は、前条の規定にかかわらず乙の正常活動及び運営が早期に再開できるようにするため、可能な限りの早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第11条 甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所利用終了届（様式第4号）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第12条 乙は、利用施設に町民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(施設の整備及び維持管理への協力)

第13条 乙は、甲が避難所の機能として必要とする施設の整備及び維持管理について、可能な限り協力するものとする。

(防災訓練への協力)

第14条 乙は、甲及び各地域からの要請があった場合、可能な限り防災訓練等に協力し、災害時の対応に資するものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は平成25年12月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第16条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年12月1日

甲 出雲崎町長 小林 則 幸

乙 大新 潟 カ ン ト リ ー ク
出 雲 崎 コ



様式第1号（第3条関係）

年 月 日

出雲崎町長 様

住 所
氏 名

施設利用承諾書

避難所としての施設利用に関する協定書に基づく利用施設について、下記のとおり承諾します。

記

施 設 名 称		
所 在 地		
電 話 番 号		災害時優先電話（有・無）
F A X 番 号		
メ ー ル ア ド レ ス		
建 物 構 造		年建築 造 階建 （耐震化：済・未（S56年以前建築のみ、いずれかに○））
避難者受入れスペース （部屋ごとに床材及び㎡を記載）		例）研修室 カーペット敷 66㎡
その他設備等	冷 暖 房 設 備	なし・あり（燃料： ）（冷房・暖房のみ）
	給食・給湯設備	なし・あり（燃料： 、コンロ： 基）
	シャワー・入浴設備	なし・あり（面積： ㎡、男女： 共用・別）
	ト イ レ	なし・あり（男性： 箇所、女性： 箇所）
	ス ロ ー プ	なし・あり（全館設置・一部設置）
	障害者用トイレ	なし・あり（ 箇所）
	非常用電源設備	なし・あり（燃料： 耐用時間： 分）
	使用できる広場	なし・あり（ ㎡）
	駐 車 場	なし・あり（駐車可能台数： 台）

※複数棟ある場合は、それぞれの施設でご記入ください。

※施設の間取り等がわかる資料があれば添付してください。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

出雲崎町長

避難所開設通知書

避難所としての施設利用に関する協定書に基づき、災害時における避難所として、下記のとおり開設することを通知します。

記

開設日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
利用施設	
その他	

※連絡先

担当

電話

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

様

出雲崎町長

避難所利用許可期限延長申請書

このことについて、避難所としての施設利用に関する協定書第9条の規定により、下記のとおり利用許可期限の延長をお願いします。

記

延長日時の予定	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
利用施設	
延長の理由	
その他	

※連絡先 課 係 担当 電話

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

様

出雲崎町長

避難所利用終了届

避難所としての施設利用に関する協定書第11条の規定により災害時における避難所の利用について、下記のとおり終了したことを届け出ます。

なお、避難所として利用していた施設については、現状に復します。

記

1 終了日時

平成 年 月 日 時 まで

2 連絡先

課 係 担当 電話

19 砂防関係協力市町村災害時応援協定（13 市町村）

砂防関係協力市町村災害時応援協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）に基づく災害時の応援に関し、宮城県蔵王町、秋田県東成瀬村、新潟県出雲崎町、長野県下條村、長野県大桑村、岐阜県海津市、大阪府河南町、奈良県五條市、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、徳島県牟岐町、宮崎県高原町及び熊本県錦町（以下「協定市町村」という。）は、次のとおり「砂防関係協力市町村災害時応援協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、協定市町村の行政区域において法第 2 条 1 号で規定する災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災市町村の要請に応え、災害を受けていない市町村（以下「被災外市町村」という。）が友愛精神のもとに相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項について定める。

（応援の内容）

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援活動に必要な車両等の提供
- （4）救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）被災した児童、生徒等の一時受入れ
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第 3 条 応援を要請する被災市町村は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした上、電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を送付するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等その他必要な事項
- （3）前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
- （4）前条第 5 号及び第 6 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、当該収容又は受

入れの人数、被災した児童、生徒等の学年又は年齢その他必要な事項

- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

(応援の実施)

第4条 前条に基づく応援の要請を受けた被災外市町村は、相互信頼に基づき、直ちに必要に応援活動を実施するものとする。

- 2 被災市町村の災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ前条の応援の要請を行うことができない状況と判断されるときは、同条の要請を待たずに応援活動を実施することができるものとする。
- 3 前項の規定により、応援活動を実施した場合は、協定市町村の友愛精神のもとに行うものであり、被災市町村から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(費用の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として、要請した市町村（以下「要請市町村」という。）の負担とする。

- 2 前項に規定する応援に要した費用のうち、応援職員の派遣に係る費用（以下この条において「派遣費用」という。）の負担については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 要請市町村が負担する派遣費用の額は、応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が定める規程に基づき算出した応援職員の派遣に係る旅費及び諸手当の額の範囲内とすること。
 - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の公務災害補償に係る費用は、応援市町村が負担すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、派遣費用の負担については、協定市町村が協議の上定めるものとする。
- 3 応援職員が第三者に損害を与えた場合における賠償責任は、応援業務に従事中のものにあつては要請市町村が、応援市町村・要請市町村間の旅行中のものにあつては応援市町村が、負うものとする。
- 4 要請市町村が費用を支弁するいとまがないため、法第92条第2項の規定により当該費用の一時繰替え支弁の要請を行ったときは、応援市町村は、当該費用の一時繰替え支弁を行うものとする。

(連絡担当課)

第6条 相互応援を円滑にするため連絡担当課を定め責任者を置く。

- 2 この協定に基づく応援の円滑化を図るため、連絡担当課は災害が発生したときは速や

かに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

第7条 この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画、その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を交換し、災害対策について研究するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から、1年間とする。

ただし、この期間満了の日の1月前までに申し出がないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書には各市町村長が記名、押印して13通を作成し各1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年12月18日から実施する。
- 2 12市町村災害時相互応援協定（平成25年4月11日締結）は廃止する。

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10

蔵王町 町長

村上英人



秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30-1

東成瀬村 村長

佐々木哲男



新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140

出雲崎町 町長

小林剛



長野県下伊那郡下條村睦沢 8801-1

下條村 村長

伊藤喜幸



長野県木曽郡大桑村長野 2778

大桑村 村長

貴舛豊



岐阜県海津市海津町高須 515

海津市 市長

松永清彦



大阪府南河内郡河南町大字白木 1359 番地 6

河南町 町長

武田 勝玄



奈良県五條市本町 1 丁目 1 番 1 号

五條市 市長

太田 好紀



奈良県吉野郡野迫川村大字北股 84 番地

野迫川村 村長

角谷 喜一郎



奈良県吉野郡十津川村大字小原 225-1

十津川村 村長

角谷 慈祐



徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4

牟岐町 町長

福井 雅彦



宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 899 番地

高原町 町長

日高 光浩



熊本県球磨郡錦町大字一武 1587

錦町 町長

森本 完一



20 避難所としての施設利用に関する協定（新潟漁業協同組合出雲崎支所）

避難所としての施設利用に関する協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と新潟漁業協同組合出雲崎支所（以下「乙」という。）とは避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は出雲崎町内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙の管理する施設の全部または一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。ただし、地震、津波及び高潮の場合を除く。

（避難所として利用できる施設）

第3条 乙は、甲が避難所として利用することができる施設をあらかじめ定め、施設利用承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 乙は、前項で定めた施設等について変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第4条 甲は、乙の管理する施設が、避難所として利用できることを、町民等に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設依頼）

第5条 甲は、避難所を開設する必要がある場合は、事前に乙に対し、避難所開設通知書（様式第2号）または口頭で依頼するものとする。

2 乙は、甲の依頼があったときは、避難所としての施設利用について、可能な限り協力するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、甲の避難所の管理運営について、可能な限り協力するものとする。

（物資の調達）

第7条 甲は、避難者の受け入れに係る生活用品、食料その他の必要な物資を調達するものとする。

2 乙は、物資の調達について、甲から依頼があった場合、可能な限り協力するものとする。

（費用の負担）

第8条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し避難所利用許可期限延長申請書（様式第3号）により、期間の延長を申請するものとする。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、前条の規定にかかわらず乙の正常活動及び運営が早期に再開できるようにするため、可能な限りの早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第11条 甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所利用終了届（様式第4号）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第12条 乙は、利用施設に町民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（施設の整備及び維持管理への協力）

第13条 乙は、甲が避難所の機能として必要とする施設の整備及び維持管理について、可能な限り協力するものとする。

（防災訓練への協力）

第14条 乙は、甲及び各地域からの要請があった場合、可能な限り防災訓練等に協力し、災害時の対応に資するものとする。

（有効期限）

第15条 この協定の有効期限は平成26年 2月19日から平成27年 3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

（協議）

第16条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 2月19日

甲 出雲崎町長 小林 則 幸



乙 新潟漁業協同組合出雲崎支所
支 所 長 若 山 昭 一



21 災害時における救援物資提供に関する協定書（株式会社伊藤園）

災害時における救援物資提供に関する協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は出雲崎町内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、この協定による協力を依頼するときは、救援物資提供要請書（別記様式）により依頼するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって依頼し、事後に文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条

- 1 乙は、甲から前条の要請があったときは、以下の内容により協力するものとする。なお、乙は、甲の要請に協力し無い事ができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。
- 2 乙は、第1項の要請があったときは、甲所管施設内の災害用自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供する。
- 3 乙は、第1項の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど可能な範囲で対応するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲と対策を協議するものとする。
- 4 乙は、第1項の要請があったときは、飲料水の供給を甲に行うものとし、引渡し場所については、甲乙協議の上、決定するものとする。なお、乙の営業拠点で保有する在庫飲料水に限る。
- 5 前項の規定により供給された飲料水の対価及び前条に定める運搬費用については災害発生直前の市場価格を基準にし、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第4条 この協定の有効期限は協定締結のから平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議をして決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 6 月 3 日

甲 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則 幸



乙 東京都渋谷区本町3-47-10

株式会社 伊藤園

総務部長 川本 正 人



別記様式（第2条関係）

救援物資提供要請書

平成 年 月 日

株式会社 伊藤園 様

出雲崎町長

災害時における救援物資提供に関する協定第2条の規定により、次のとおり
要請します。

- 1 救援要請物資
- 2 物資搬入日時
- 3 物資搬入場所

22 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株式会社新潟支店）

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

出雲崎町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。) 第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第 3 条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第 1 項及び第 2 項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙 1 に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第 4 条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第 5 条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャッ

クを含む。以下同じ。)を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。
ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成26年 6月13日

甲 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長

小林 則 幸



乙 新潟県新潟市中央区東堀通七番町1017番地1
東日本電信電話株式会社
新潟支店長

佐野 晃 之



23 大規模災害時における相互応援に関する協定書（群馬県富岡市）

大規模災害時における相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 出雲崎町と富岡市は、両市町のいずれかの区域において大規模な災害が発生し、被災自治体だけでは十分な応急措置が実施できない場合における両市町間の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- （3）応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- （4）被災者（児童及び生徒を含む。）の一時収容のための施設の提供
- （5）前各号に掲げるもののほか、被災自治体が必要とするもの

（連絡担当部局）

第3条 出雲崎町及び富岡市は、災害に備え、相互の連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請する自治体は、第3条で定める連絡担当部局を通じ、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請する。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害状況
- （2）第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- （3）第2条第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員並びに被災自治体での業務内容
- （4）第2条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、一時的な受け入れを希望する者の人数及び期間
- （5）前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他に特段の定めのある場合のほか、原則として応援を行った自治体の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市町が協議して定めるものとする。

(情報交換及び交流等)

第6条 この協定による応援が円滑に行われるよう必要な情報を相互に交換するものとする。

2 平常時からの各分野での交流と情報の共有や意見交換等を通じ、両市町が相互に助け合う関係を強化するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市町がその都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、平成26年12月16日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成26年12月16日

新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町

出雲崎町長

小林 剛



群馬県富岡市富岡1460番地1

富岡市

富岡市長

岩井 賢太郎



大規模災害時における相互応援に関する実施細則

この細則は、出雲崎町及び富岡市（以下「協定自治体」という。）との間で平成26年12月16日に締結した大規模災害時における相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）第3条及び第4条の規定に関し定めるものとする。

（連絡の窓口）

第1条 協定書第3条に規定する連絡担当部局は、以下のとおりとする。

連絡担当部局		連絡先	時間外連絡先
出雲崎町	総務課	電話 0258(78)2290 FAX 0258(78)4483	電話 0258(78)2290 （宿直室）
富岡市	総務部 総務課	電話 0274(62)1511 FAX 0274(62)0357	電話 0274(62)1511 （宿直室）

（連絡責任者）

第2条 協定書第3条に規定する連絡担当部局の責任者は、次の者とする。

- (1) 出雲崎町 総務課 総務課長
- (2) 富岡市 総務部 総務課長

（応援要請書）

第3条 協定書第4条の文書は応援要請書（第1号様式）によるものとする。

（応援時の留意事項）

第4条 応援活動を進めるときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 応援する自治体の職員（以下「派遣職員」という。）は、自治体名を表示した被服及び保護帽等を着用すること。
- (2) 応援する自治体は、派遣職員の職種及び人数等を明確にするため派遣職員等一覧表（第2号様式）を作成し、被災自治体に送付すること。

附 則

この細則は、平成26年12月16日から実施する。

第1号様式（第3条関係）

第 号 年 月 日	
（支援自治体） 長 様 （被災自治体） 長 印 応 援 要 請 書 平成 年 月 日、（市・町）域で発生した 災害について、（市・町）独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができないため、大規模災害時における相互応援に関する協定書に基づき、貴（市・町）に対し応援要請をいたします。	
被害の状況	
応援期間	
応援場所及び 応援場所への 経路	

(第1号様式続紙)

応 援 の 内 容	食糧、飲料 水及び生 活必需物 資並びに必 要な資機 材	
	救助、医療 救護及び 防疫に必 要な資機 材及び物 資	
	職員の派 遣及び資 機材（職 種・人数 等）	
	受け入れ 希望者の 人数及び 期間	
	その他必 要な事項	

24 災害時における燃料等の供給に関する協定（株式会社中越建設）

災害時における燃料等の供給に関する協定

出雲崎町（以下「甲」という。）と株式会社中越建設（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びこれに準ずる災害（以下「災害」という）が発生した場合における燃料等の供給について次の通り協定を締結する。

第 1 条（目的）

この協定は、災害が発生した場合に、速やかに燃料等の供給を実施し、行政機能を復旧することによる住民の日常生活の安定及び確保を目的とする。

第 2 条（供給の要請）

甲は、前条の目的を達成するため、燃料等の供給を受けようとするときは、乙に供給を要請するものとする。

第 3 条（供給の実施）

乙は、前条の規定により要請を請けたときは、甲に対し優先的に燃料を供給するものとする。

第 4 条（引き渡し）

甲は、乙の指定する場所で、燃料等の引き渡しを受けるものとし、それに伴い輸送が必要となった場合は、原則として甲が行う。ただし、甲において輸送が著しく困難な場合は、乙は輸送に協力するものとする。

第 5 条（経費の負担）

甲の要請により、乙から引き渡しを受けた燃料等の代金及び前条ただし書の規定により、乙が輸送を行った場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

第 6 条（価格の決定）

乙から供給を受ける燃料等の価格は、災害の発生する直前時における販売単価を基準とし、甲、乙協議して決定する。また、第4条ただし書に規定する乙が燃料等の運搬を行った場合の経費も、甲、乙協議して決定する。

第 7 条 (支払い)

甲は、乙から引き渡しを受けた燃料等の代金及び第 5 条ただし書の規定により乙が燃料等の運搬を行った場合の経費を、乙の請求に基づき支払うものとする。

第 8 条 (協定の有効期間)

この規定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日 1 ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、有効期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

第 9 条 (協議)

この協定に関する疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して決定する。

附 則

1. この協定は、平成 **27** 年 4 月 1 日から施行する。
2. この協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 **27** 年 4 月 1 日

甲 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則幸



乙 新潟県三島郡出雲崎町大字松本107番地
株式会社 中越建設
代表取締役 佐藤 雅夫



3-9-1 協定書（平成25年1月9日）

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）に対する出雲崎町民の安全及び安心の確保を目的とし、次のとおり協定を締結する。

（連絡会の設置）

- 第1条 甲及び乙は、平常時における相互の連携を図るため、原子力発電所連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、原則として、定期的に開催するものとする。
- ただし、甲又は乙は、必要と認める場合は、甲乙間で協議の上、臨時の連絡会を開催できるものとする。
- 2 連絡会では、甲又は乙からの報告事項等に対し、甲及び乙は相互に意見を述べる事ができるものとする。
- 3 連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（通報連絡）

- 第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。
- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合
- (2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その旨を報道機関に情報提供しようとするときは、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を連絡するものとする。ただし、消耗品の取替えその他簡易な補修による復旧等日常の保守管理の範囲のものであるときは連絡を要しない。
- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第19条の17の規定により原子力規制委員会に報告する場合
- (2) 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会に報告する場合

- (3) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、原子炉が停止した場合又は原子炉の運転停止が必要となった場合
- (4) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、5パーセントを超える原子炉の出力変化が生じた場合又は原子炉の出力変化が必要となった場合
- (5) 気体状又は液体状の放射性廃棄物を排気又は排水設備により放出し、かつ、乙が定める原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値を超えた場合
- (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射線同位元素の輸送中における事故が発生した場合
- (7) 核燃料物質等又は放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じた場合
- (8) 乙が事故、故障等の発生又はそのおそれによる施設からの退避又は立入規制を指示した場合（第1号に該当するものを除く。）
- (9) 放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障が発生した場合
- (10) 発電所敷地内における火災の発生又はそのおそれのある場合
- (11) 発電所周辺における震度3以上の地震により発電所への影響が生じた場合又はそのおそれのある場合
- (12) 原子炉の運転中において、原子炉施設又は原子炉施設を除く施設の故障により極めて軽度な計画外の出力の変化が生じた場合又は出力を抑制する必要が生じた場合（台風、雷等の自然災害に起因し、又は発電所を除く電力系統に起因するものを除く。）
- (13) 原子炉の運転中又は停止中において、燃料に係る極めて軽度な故障が認められた場合又は故障が想定される場合
- (14) 前2号に掲げる場合のほか、原子炉の運転に関連する主要な機器に極めて軽度な機能低下が生じた場合又は機能低下が生ずるおそれのある場合（当該機器の機能低下により、プラントの運転に直接影響を及ぼす系統の機能の低下がなく、かつ、低下のおそれもないものを除く。）
- (15) 保安規定に定める運転上の制限の逸脱のあった場合
- (16) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の極めて軽度な計画外の排出があった場合
- (17) 機器の故障、誤操作等により、管理区域内における核燃料物質又は核燃料物質

によって汚染された物の極めて軽度な漏えい（単に増締め等により速やかに復旧する場合及び定期検査等における予防措置を講じた上で作業を行った場合に生じた漏えいを除く。）が生じた場合

- (18) 従事者及び従事者以外の者に極めて軽度な計画外の被ばくがあった場合
 - (19) 原子炉施設における休業を要する極めて軽度な人的障害が発生した場合
 - (20) 原子炉等の内部で異物を発見した場合
 - (21) 発電機の解列又は原子炉の運転停止であって、計画外のもの又は前各号による連絡がなされないものが生じた場合
 - (22) 前各号に掲げる場合のほか、発電所の事故、故障等について乙の判断により公表する事象が発生した場合
- 3 通報連絡の体制及び方法など、通報連絡の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（現地確認）

- 第3条 甲は、甲の住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の指名する職員により、発電所の現地を確認できるものとする。
- 2 乙は、前項の現地確認に協力するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるができるものとする。
- 4 現地確認の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（損害の補償）

- 第4条 発電所の運転保守に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、乙は、誠意をもって補償するものとする。

（協定の変更）

- 第5条 この協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからでも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(協定の効力等)

第6条 この協定は、平成25年1月9日から効力を生ずるものとする。

2 甲と乙が平成24年2月9日締結した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定書は、平成25年1月8日限り廃止する。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定成立の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年1月9日

甲 出雲崎町

出雲崎町長

小林 則 幸



乙 東京電力株式会社

代表執行役社長

廣瀬 直 己



3-9-2 運用要綱（平成25年1月9日）

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定の運用要綱

甲及び乙は、平成25年1月9日に締結した標記協定の運用にあたって、次のとおり了解するものとする。

なお、本要綱における略語の使用については、標記協定と同様とする。

第1条 幹事の設置について

- (1) 甲を含む、平成25年1月9日付け「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」を締結した新潟県内の市町村（以下「協定締結市町村」という。）は、連絡会や協定第3条に基づく現地確認（以下「現地確認」という。）の実施について、乙との詳細な調整を実施するため、別表の協定締結市町村の中から幹事（3市町村）を選出する。
- (2) 協定締結市町村は、連絡会や現地確認の実施に向け、調整窓口となる実務担当者を選任する。
- (3) 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

第2条 協定第1条について

- (1) 連絡会は、原則として別表の協定締結市町村と乙で構成し、開催するものとする。
- (2) 連絡会の運営に当たって、協定締結市町村が幹事を通じて乙に協力を求めた場合は、乙は、これに応ずるものとする。
- (3) 連絡会において、乙は、協定締結市町村に対し、発電所の現状及び安全確保対策等に係る以下の事項について報告するものとする。
 - ア 発電所の現状に関する事項
 - イ 発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項
 - ウ 発電所その他原子力発電の安全確保に係る計画及び実施状況に関する事項
 - エ 発電所の安全確保に関し、国や新潟県の指示に基づき報告した事項
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、協定締結市町村及び乙が必要と認めた事項

第3条 協定第2条について

- (1) 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を選任するとともに、連絡を受発信する電話番号等を定め、相互に通知するものとする。
- (2) 甲及び乙は、前項の通知に変更があるときは、それぞれその旨を通知するものとする。
- (3) 乙は、次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める書面により連絡を行うものとする。
 - ア 協定第2条第1項各号に掲げる場合 「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」に定める所定の様式
 - イ 協定第2条第2項に規定する場合 乙が報道機関に提供する書面
- (4) 前号の連絡は、ファクシミリにより行うものとする。ただし、緊急を要し、ファクシミリにより行うことができない場合又は通信回線の不具合等がある場合は、電話その他の手段により行うものとする。
- (5) 乙は、前号の規定による連絡を行ったときは、第1号に規定する甲の連絡責任者に対し、その旨を通知するものとする。

第4条 協定第3条について

- (1) 協定締結市町村は、乙から異常時の通報を受け、発電所の立地自治体が「東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づき立入調査等を実施するような場合においては、発電所の現地を確認できるものとする。
- (2) 現地確認は、原則として、協定締結市町村のうち発電所から30キロメートル圏内の市町村が行うものとする。

(参考) 協定締結市町村の発電所からの距離

30km圏内	長岡市、上越市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、出雲崎町
30km圏外	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、糸魚川市、五泉市、阿賀野市、妙高市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村、粟島浦村

第5条 協定第4条について

事故に起因して、風評による農林水産物の価格低下その他営業上の損害が生じたときにおいて、相当の因果関係が認められる場合の措置を含むものとする。

平成25年1月9日

甲 出雲崎町

出雲崎町長

小林 則 幸



乙 東京電力株式会社

原子力運営管理部長

武井 一 浩



別表 協定締結市町村

長岡市
新潟市
上越市
三条市
新発田市
小千谷市
加茂市
十日町市
見附市
村上市
燕市
糸魚川市
妙高市
五泉市
阿賀野市
佐渡市
魚沼市
南魚沼市
胎内市
聖籠町
弥彦村
田上町
阿賀町
出雲崎町
湯沢町
津南町
関川村
栗島浦村

3-9-3 一部改正（平成25年7月8日）

「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」の一部改定に係る協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、平成25年1月9日に締結した「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」について、甲乙合意の上、下記のとおり改定し、平成25年7月8日から施行する。

記

原協定第2条第2項を以下の新旧対照表のとおり改める。

《新旧対照表》

新	旧
（通報連絡） 第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第134条の規定により原子力規制委員会に報告する場合 (2) 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条又は電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会等に報告する場合 (3)～(5) (略) (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素の輸送中における事故が発生した場合 (7)～(22) (略)	（通報連絡） 第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第19条の17の規定により原子力規制委員会に報告する場合 (2) 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会に報告する場合 (3)～(5) (略) (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素の輸送中における事故が発生した場合 (7)～(22) (略)

上記のとおり改定したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月8日

甲 出雲崎町
出雲崎町長

小林 則幸



乙 東京電力株式会社
代表執行役社長

廣瀬 直己



3-9-4 一部改正（平成26年7月1日）

「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」の一部改定に係る協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、平成25年1月9日に締結（平成25年7月8日一部改定）した「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」について、甲乙合意の上、下記のとおり改定し、平成26年7月1日から施行する。

記

原協定第2条第1項を以下の新旧対照表のとおり改める。

《新旧対照表》

新	旧
（通報連絡） 第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。 (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態に該当する事象が発生した場合 (2) 原災法第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合 (3) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合 2 （略） (1)～(22) （略）	（通報連絡） 第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。 (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合 (2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合 2 （略） (1)～(22) （略）

上記のとおり改定したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月1日

甲 出雲崎町
出雲崎町長

小林 則 幸



乙 東京電力株式会社
代表執行役社長

廣瀬 直



○出雲崎町防災行政無線局管理運用規程

平成7年4月24日
規程第6号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 職員(第4条—第10条)
- 第3章 運用
 - 第1節 通則(第11条—第16条)
 - 第2節 固定系無線(第17条—第20条)
 - 第3節 移動系無線(第21条—第24条)
 - 第4節 研修(第25条)
- 第4章 保全整備(第26条—第28条)
- 第5章 雑則(第29条)
- 附則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この規程は、出雲崎町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し円滑な通信、通報を図るために設置する防災行政用の無線局(以下「防災行政無線局」という。)の管理運用について、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 通信 通話及び通報をいう。
 - (2) 通話 音声によって行う通信をいう。
 - (3) 通報 音声又は信号によって行う一方的な通信をいう。
 - (4) 統制 災害時及び通信輻輳時に通信運用を統制管理することをいう。
 - (5) 固定系 同報通信方式によって通報を行う通信系をいう。
 - (6) 移動系 基地局及び陸上移動局の通信系をいう。
 - (7) 固定系親局 特定の二以上の通信設備に対し、同一内容の情報を送信することができる無線局で固定系に属するものをいう。
 - (8) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備(アンサーバック方式を付加する場合は、同方式の送受信設備を含む。)をいう。
 - (9) 遠隔制御局 固定系親局の無線設備を遠隔操作する装置をいう。
 - (10) 基地局 役場庁舎(以下「庁舎」という。)に設置され、陸上移動局を通信の相手方とする無線局で、移動系に属するものをいう。
 - (11) 陸上移動局 基地局又は他の陸上移動局を通信の相手方とする車載型又は可搬型の無線局で、移動系に属するものをいう。
 - (12) 遠隔制御機 基地局の無線設備を遠隔操作する装置をいう。
 - (13) 無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。
- (通信系統、設備、配備先等)

第3条 防災行政無線局の通信系統は、情報の収集を目的とする移動系及び情報の伝達を目的とする固定系の2系統とし、その設備構成は別表第1のとおりとする。

2 無線設備の配備場所は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

第2章 職員
(職員)

第4条 防災行政無線局に総括管理者、副総括管理者、管理責任者、管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者及び副総括管理者)

第5条 総括管理者は、防災行政無線局の管理運用の事務を総括し、管理責任者及び管理者を指揮監督する。

2 総括管理者は、町長の職にある者を、副総括管理者には副町長の職にある者をもって充てる。

3 副総括管理者は、総括管理者を補佐し、総括管理者に事故があるときは、その職務を代理する。
(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政無線局の管理運用の事務を行うとともに、通信取扱責任者及び通信取扱者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。
(管理者)

第7条 管理者は、総括管理者の命を受け、配備された無線設備を管理し、当該部署の通信取扱責任者を監督する。

2 管理者は、遠隔制御機又は陸上移動局の無線設備を配備された部署の長にある者をもって充てる。
(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、通信取扱者を指揮し、防災行政無線局の無線設備の管理、運用の業務を所掌する。

2 通信取扱責任者は、無線従事者の中から管理責任者が指名する者をもって充てる。
(通信取扱者)

第9条 通信取扱者とは、無線設備の通信操作を行う者をいう。

2 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。
(無線従事者)

第10条 総括管理者は、防災行政無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配備するように努めなければならない。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

第3章 運用

第1節 通則

(運用の心得)

第11条 防災行政無線局を使用する者は、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 通信の内容は、防災行政無線の設置の目的に適合するものであること。
- (2) 通信は、内容の緩急重要度により、優先秩序を保つこと。
- (3) 通信事項に即応する無線設備を選択活用すること。

(通報の基本)

第12条 通報の基本は、「やさしい言葉で」「要領よくまとめて」「短く」「ゆっくり」通報するものとし、緊急通報を除き、3分以内に行うよう努めなければならない。

(通信の原則)

第13条 通信を行うときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 必要最小限の無線通信を行うこと。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号、隠語を使用せず、できる限り簡潔であること。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにすること。
- (4) 相手局を呼出すときは、通信が行われていないことを確かめたうえで送信すること。
- (5) 管理者の指示に従い、統制のとれた無線通信を行うこと。
- (6) 無線通信は、正確に行うものとし、通信に誤りがあったことを知った時は、直ちに訂正すること。

(運用時間)

第14条 防災行政無線局は、常時運用するものとする。

(災害時の運用)

第 15 条 災害時には、出雲崎町地域防災計画に基づく災害対策の指令、情報の収集の通話を優先する。

(他無線局との関係)

第 16 条 総括責任者は、常に関係行政機関の無線局と連絡を密にして、それらの通信運用を熟知し、災害等に対処するものとする。

2 総括管理者は、常に県防災行政無線局と有機的な運用に努めるとともに、災害対策本部が設置された場合は、県防災行政無線と協力して災害通信の円滑な疎通を図るものとする。

第 2 節 固定系無線

(固定系無線の通報内容)

第 17 条 固定系無線の通報内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地震、風水害等の災害に関する事項で、住民に対し緊急に伝達を必要とするもの
- (2) 地域住民の生命、財産に関わる緊急かつ重要なもの
- (3) 町の一般行政広報に関することで多数の住民に伝達を必要とするもの
- (4) 時報
- (5) その他町長が特に必要と認めたもの

(通報の種類)

第 18 条 通報の種類は、定時通報、一般通報及び緊急通報とする。

- 2 定時通報は、毎日 7 時、12 時、18 時の 3 回の時報とする。
- 3 一般通報は、定時通報及び緊急通報以外の通報とし、通報時刻は別に定めるものとする。
- 4 緊急通報は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測される場合に行う通報とする。

(通報の区分)

第 19 条 通報の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一斉通報 全固定系子局を対象とする通報
- (2) グループ別通報 固定系子局のグループ別を対象とする通報
- (3) 個別通報 固定系子局の一部を対象とする通報

(通報の依頼及び処理)

第 20 条 固定系無線の通報の依頼及び処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般通報 通報を希望する主管課長は、無線通報依頼書(様式第 1 号)を 3 日前までに作成し、管理責任者の決裁を得なければならない。この場合において、管理責任者は、その内容を審査し、通報の可否を決定し、通報しないと決定したときはその旨を担当課長に通知しなければならない。
- (2) 緊急通報 通報を希望する主管課長は、無線通報依頼書を作成し、総括管理者の決裁を得なければならない。ただし、事態が切迫し、そのいとまがないときは、口頭、電話等によることができる。この場合において、総括管理者は、速やかにその内容を審査し、通報の可否を決定しなければならない。
- (3) 勤務時間外に職員が緊急通報を実施したときは、緊急通報報告書(様式第 2 号)により遅滞なく管理責任者に報告するものとする。

第 3 節 移動系無線

(移動系無線の通信内容)

第 21 条 移動系無線の通信内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (2) 一般行政事務を遂行するための通信

(通信の種類)

第 22 条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平常時通信 平常時に行う通信
- (2) 統制時通信 災害等で統制により範囲を制限して行う通信
- (3) 非常通信 電波法第 52 条の規定により災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれ

がある場合において全ての無線局が自主的判断によって行う通信
(通信の区分)

第23条 通信の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一斉通信 全無線局を対象とする通信
 - (2) 個別通信 特定の無線局を対象とする通信
- (通信統制)

第24条 総括管理者は、災害時における緊急重要通信を確保するため通信の統制を行うことができる。

- 2 通信統制は、通信の制限、通信事項の優先順位、その他の通信の統制をもって行う。
- 3 統制時の通信は、基地局の統制及び指示のもとに行うものとする。

第4節 研修

(研修)

第25条 総括管理者は、通信取扱者に対して、毎年1回以上防災行政無線局の管理運用について必要な知識及び技能に関する研修を行わなければならない。

第4章 保全整備

(無線局の保守点検)

第26条 無線設備の正常な機能を維持するため、次の各号に定める点検を行うものとする。

- (1) 毎日点検 通信取扱者が主に外観点検によって行う点検
 - (2) 定期点検 総括管理者が防災行政無線局の無線設備全体について年1回定期的に行う点検整備
 - (3) 臨時点検 管理責任者が機器の機能に異常があると認めたときに臨時に行う点検整備
- (試験電波の発射)

第27条 無線設備の点検整備等のため、通信又は通話により試験電波を発射するときは、法所定の方法により通報又は通話の閑散な時に行わなければならない。

(故障等の措置)

第28条 管理者は、無線設備に故障等があった場合は、直ちにその旨を管理責任者に報告しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項に規定する報告を受けた場合は、遅滞なく復旧に必要な措置をとらなければならない。

第5章 雑則

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、防災行政無線局の管理運用について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(出雲崎町防災行政無線運用規程の廃止)
- 2 出雲崎町防災行政無線運用規程(昭和60年出雲崎町規程第6号)は、廃止する。

附 則(平成10年3月25日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年11月1日規程第9号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月24日規程第2号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

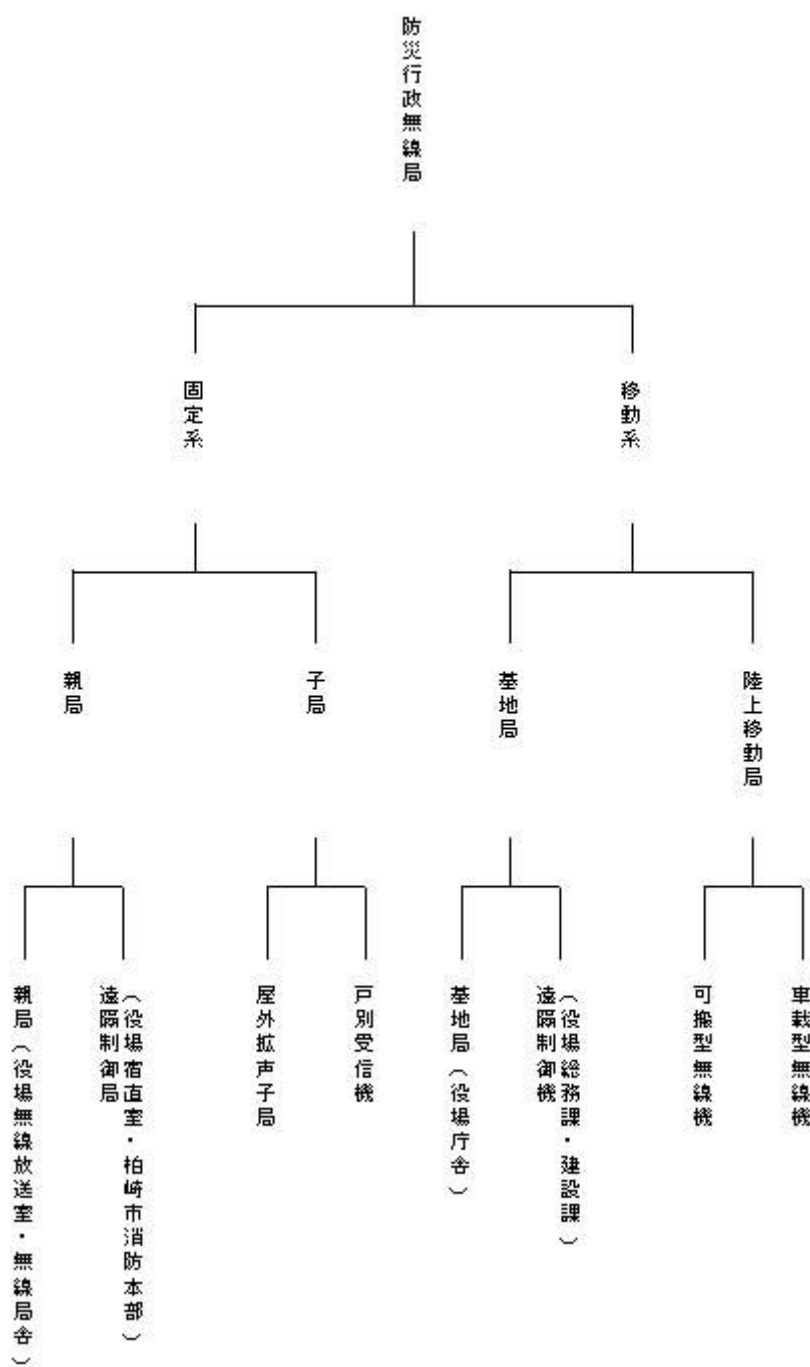
附 則(平成19年3月30日規程第5号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月28日規程第1号)

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)
防災行政無線局の設備構成



別表第2 (第3条関係)
固定系無線設備配備一覧表

1 親局	
親局	役場無線放送室 無線局舎(川西 144—2)
遠隔制御局	役場宿直室 柏崎市消防本部

2 子局(屋外拡声子局)

番号	局名	所在地	番号	局名	所在地
0	役場	出雲崎町大字川西 140	19	市野坪	出雲崎町大字市野坪 325-2
1	勝見	出雲崎町大字勝見 843-1	20	田中	出雲崎町大字田中 512-1
2	尼瀬	出雲崎町大字尼瀬 365-3	21	市野坪東	出雲崎町大字市野坪 440-4
3	諏訪本町	出雲崎町大字尼瀬 6-57	22	常楽寺	出雲崎町大字常楽寺 838-3
4	住吉町	出雲崎町大字住吉町 4-先	23	稲川	出雲崎町大字稲川 3203-11
5	石井町	出雲崎町大字住吉町 1-39	24	別ヶ谷	出雲崎町大字別ヶ谷 631
6	羽黒町	出雲崎町大字住吉町 1-14	25	立石	出雲崎町大字立石 462-2
7	木折町	出雲崎町大字住吉町 1-19	26	中山	出雲崎町大字中山 71-4
8	井鼻	出雲崎町大字井鼻 675-1	27	米田八王子	出雲崎町大字米田 72-1
9	久田南	出雲崎町大字久田 73-4	28	吉川	出雲崎町大字吉川 462
10	久田	出雲崎町大字久田 243-6	29	神条	出雲崎町大字神条 401-1
11	沢田	出雲崎町大字沢田 439-1	30	下小竹	出雲崎町大字小竹 1030-1
12	大門	出雲崎町大字大門 257-3	31	柿木	出雲崎町大字柿木 1167
13	米田	出雲崎町大字米田 417	32	藤巻	出雲崎町大字藤巻 300
14	船橋	出雲崎町大字船橋 473-甲	33	上中条	出雲崎町大字上中条 1107-26
15	乙茂	出雲崎町大字乙茂 769-2	34	川東	出雲崎町大字川西 982-28
16	滝谷	出雲崎町大字滝谷 169-7	35	吉水	出雲崎町大字吉水 1360-1
17	大釜谷	出雲崎町大字大釜谷 11-50	36	船橋南	出雲崎町大字船橋 443-13
18	相田	出雲崎町大字相田 363-4			

別表第3(第3条関係)

移動系無線設備配備一覧表

1 基地局

基地局	役場庁舎
遠隔制御局	役場総務課・建設課

2 移動局

種別	呼出名称	所属課	出力	備考
可搬型	いずもざき 1	総務課	5W	
〃	いずもざき 2	〃	〃	
〃	いずもざき 3	建設課	〃	
〃	いずもざき 4	〃	〃	
車載型	いずもざき 5	〃	〃	
〃	いずもざき 6	〃	〃	
〃	いずもざき 7	〃	〃	
可搬型	いずもざき 8	総務課	〃	
〃	いずもざき 9	〃	〃	